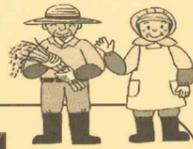


販売伝票などは、交付申請時まで失くさないようにして下さい。

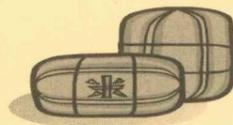
20年産米

収入減少影響緩和対策について



補てんの対象となる生産実績数量について（米穀）

- ◆ 補てん対象となる米の数量は、生産数量目標（補正があった場合は補正後の数量）の範囲内で、農産物検査3等以上（平成21年3月31日までに受検することが必要）のものであって、平成21年3月31日までに、
 - ① JAや集荷業者に出荷したもの
 - ② JA・集荷業者以外に直接販売することとしたもの（農家直接販売）
 - ③ JA・集荷業者以外に委託して販売することとしたもの（委託販売）
- ◆ ただし、集荷円滑化対策発動の過剰米（区分出荷数量）及び加工用米・種子など主食用以外として出荷・販売したものは、補てんの対象外です。
- ◆ また、交付申請の際に生産調整実施者でないことが確認された場合は、米に対する補てんは受けられなくなります。



☆ JA・集荷業者以外への農家直接販売や委販売について

直接販売(上記②)及び委託販売(上記③)の場合、販売日、販売対象数量、販売先などが書類（契約書、伝票等）で確認できないと補てんの対象にすることができません。

なお、平成21年3月31日以前に販売契約した数量であれば、引き渡しは4月1日以降であっても、対象にすることができます。

収入減少影響緩和交付金の交付申請の手続について

- ◆ 補てんを受けるには、生産数量目標を確認できる書類及び米穀品位等検査の結果が確認できる書類のほか、次の書類が必要です。
 - ① JAや集荷業者に販売・出荷したもの
 - ➡ 平成21年3月31日までにJA等に販売又は販売委託して出荷した数量が確認できる書類【出荷伝票の写し又はJA等による数量証明書など】
 - ② JA・集荷業者以外の者に直接販売したもの（農家直接販売）
 - ➡ 平成21年3月31日までに販売の対象とした数量、販売先が確認できる書類【販売契約書又は販売伝票の写しなど】
 - ③ JA・集荷業者以外の者に販売を委託し、販売したもの（委託販売）
 - ➡ 平成21年3月31日までに販売を委託し、販売の対象とした数量、販売先が確認できる書類【販売委託契約書及び販売契約書、販売伝票又は販売代金清算書の写しなど】
- ◆ 収入減少影響緩和交付金の交付申請の受付は、平成21年4月1日から4月30日まで。

収入減少影響緩和対策による補てん額について



20年産米の収入減少影響緩和交付金の発動基準となる標準的収入額は

➡ **137,658円/10a**（秋田県の場合）です

■ 10a当たりの標準的収入額は、過去の5ヵ年の収入額のうち、最高と最低を除く3ヵ年（20年産の場合は、平成17年・18年・19年産）の平均です。

H15年産	H16年産	H17年産	H18年産	H19年産
530kg/10a 20,390円/60kg	487kg/10a 15,646円/60kg	575kg/10a 14,698円/60kg	574kg/10a 14,580円/60kg	584kg/10a 13,627円/60kg

- 補てん額は、収入減少額の9割です。ただし、補てん原資は、農業者1：国3の割合で負担することとなっていますので、農業者の積立金の4倍が上限となります。
- 計算の基礎となる収入額は、県平均の10a当たりの収入額に、生産面積（出荷数量を県の実単収で面積換算）を掛けて算出します。このため、実際の収入とは連動しません。
- 20年産の補てん額は、21年5月頃に、農林水産大臣が県毎の20年産収入額を告示することで決定します。
- 麦・大豆も出荷する場合は、これらの収入を合算・相殺した上で補てんされます。



※お問い合わせは…

大仙市集落営農・法人化支援センター、大仙市役所各農林振興課、または、JA秋田おばこの各営農センターへ

担い手通信

第5号
平成20年
11月発行

大仙市集落営農・法人化支援センター
大仙市太田町横沢字堀ノ内46
TEL 0187-88-1920

● 収入減少補てんの対象となる米は？ 手続きは？ 提出書類は？
● 法人組合員の留意事項
● 集落営農組織紹介……協和船岡地区 農事組合法人「のだ」

集落営農組織紹介

集落営農から

農事組合法人へ

農事組合法人「のだ」



代表 原田 敬喜

協和船岡字野田は大仙市の北端に位置し、国道十三号線のJAガソリンスタンド・ハートフル協和から北東へ約四キロメートル、協和スキー場への途中にあり戸数は三十戸です。協和船岡は古来森林資源に恵まれた地域で、近くにはロイヤルセンチュリーゴルフ倶楽部があります。

今までの経過は、昨年平成十九年二月十六日に十三戸の参加で「野田集落営農生産組合」を設立して営農活動をスタート、作業の一段落した十一月下旬の実績検討会で法人化の方向を確認して、今年の平成二十年三月二十四日に農事組合法人「のだ」の登記、続いて農用地利用改善団体を設立して四月十一日に認定を受けています。

農用地利用改善団体としての全体面積は約四十一ヘクタールですが、今年集積した面積は約二十四ヘクタールです。法人の経営面積は昨年より三・四ヘクタール増の二十六・六ヘクタールで、水稲作付け十八ヘクタール、WCS六ヘクタールです。WCS六ヘクタールのうち二ヘクタールは直播で、他に枝豆七アール、花きではケイトウやリンドウにも取り組みましたが、今は小菊を増やす方向で作業を進めています。



都市農村交流事業で農業体験をする
仙台市の中学生（協和地域）

法人化を検討した理由は、地区外から作業委託の要望が多くあるのに集落営農では受託が出来ないことや、機械の更新にもスッキリしない点があること、収益からの内部留保が出来ないことなど、いろいろ制約のあることがハッキリ分かり、このまま集落営農を続けても、収益をあげることは難しいのではないかと感じたことです。

「集落営農を始めたと思ったら、次は法人と変わるのか」と戸惑いの声もありましたが、「五年後の法人化を早めるだけ」「進んできた道だから、前へ行く以外ない」との意見が、組合員の間で交わされました。

関係機関からの支援もいただいています。ハウス二棟や田植機・管理機・防除機の取得などハード面のほか、仙北地域振興局からは指導班のきめ細かな栽培指導、そして法人化の話し合いをしていた十二月四日には、集落会館で「あぜ道ミーティング」を開催し、その際出席された丁県議とH県議が夜遅くまで話しに加わってくれるなど、ソフト面の力添えもありました。

抱えている課題が法人設立で解決した訳ではありませんが、幸い協和地域の他地区ではそれぞれの法人が活躍していますので、先達に学んで構成員が喜んでくれて、立派な後継者が育ってくれる法人を目指して頑張りたいと思っています。

シリーズ(Ⅲ) = 法人化に向けて = “法人の組合員”

農業法人の設立に伴い、自分は当然、組合員になれると思っている方はいませんか。「普段、自分の家の田んぼでコメを作っているから問題ない」と思っているのでは？しかし、農業法人は「コメや野菜などを作っている会社」です。現在、会社勤めの傍ら農業をしているとしたら、今度は、今の勤務している会社と新たに加入する農業法人という二つの会社に勤務することになりますので、現在勤めている会社に内容を詳しく説明し理解を得ておく必要があります。

農地の所有名義は誰になっていますか？農地に農地を持ち込む場合は、自分名義であれば問題ないですが、親の名義になっている場合は、所有者である親と法人との間で利用権設定することになり、利用料(地代)は親の不動産所得で申告し、親は所得が増え、年金や子の扶養親族から外れるなど、思ってもつかない影響が出る場合がありますので注意が必要です。

また、農地の生前一括贈与を受けていたり、親の農業者年金受給のため経営移譲を受けている場合も要注意。生前一括贈与の受け手(子)は農業を継続していくことが条件ですので、法人の役員に就任するとか、農地は使用貸借権(無料)設定をするか、法人に一部の農作業を委託し、それ以外の農作業を継続することで「農業を継続」している事になり、納税の猶予が継続されます。使用収益権(利用権)を設定したり、全作業を委託すると納税猶予は打ち切れ大慌てすることになりかねません。

農業者年金の受給者(親)は、子等に経営を移譲することで年金を受給できるのですが、子が法人の組合員になり、農業経営を法人の中で行なうことになる場合、経営移譲の相手を子から法人に代える手続きが必要となります。

注意点をあげましたが、法人に参画することであたの先祖伝来の土地は守られますし、主要農作業を任せること、農機具の更新に係る経費負担の軽減が図られます。更に、会

社勤務している方は農業にかかる労働や費用や面倒な手続きなどの煩わしさは解消され、会社の仕事に集中できますし、余剰労働時間がある場合は、法人に申出することで労働報酬を得ることも可能となります。地域の遊休農地の発生防止にも一役買うことになります。法人に関係することで、会社定年後は、勤め得て培ってきた自分の能力として経理・事務や生産物の販売などの営業手腕を発揮できると思えば第二の人生の道も開けてくるのではないのでしょうか。

今回は「法人の登記手続きについて」を予定しています。

編集委員のつぶやき

今年七月末の収入減少補てんの交付で、十九年産の一連の流れが終了しました。入金額を確認しながら「これだけか」「こんなにも」と思ったか、人それぞれだったと思います。制度発足時には内容が見えず、理解に苦慮した方々も多かった様に思いましたが、今後は毎年この様な流れが繰り返される事になるようです。

国の会計検査院は、先に二〇〇七年の決算検査報告書を提出されました。中には不適切な経理処理を指摘され、補助金の返還を求められた事業費もあつたようです。担い手の皆さんに交付されている農業補助金も、間違いなく会計検査院の検査対象です。

農業再生産には欠かす事の出来ない補助金、法令違反で「不当」、税金の無駄使いの農業補助金と言われぬ為にも決算資料、税務申告資料の作成には尚一層念を入れたいものだなーとつくづく感じる今日この頃です。

今年も早いもので十一月、間もなくまた決算事務の季節、支援センターでお手伝い出来る事があれば何時でもお邪魔します。連絡下さい。(黒)